

自然災害発生時マニュアル

○自然災害発生時の措置

○川下小学校南海トラフ地震防災規程

○応急対策計画

1 防災組織・情報伝達

2 参集体制

- (1) 風水害の場合
- (2) 地震・津波の場合

3 情報収集及び情報伝達（報告）

- (1) 情報の収集手段
- (2) 情報の伝達（報告）

4 休校・自宅待機（登校時間の繰り下げ・下校時間の繰り上げ）の決定

- (1) 休校・自宅待機等の決定
- (2) 下校時刻繰り上げの決定

5 連絡体制

- (1) 教職員の連絡体制
- (2) 保護者への連絡体制

6 避難指示及び避難誘導（登下校時の避難指示）

- (1) 避難指示の基準
- (2) 避難場所
- (3) 2次避難場所までの避難経路
- (4) 実験・実習中の対策
- (5) 負傷者等の救護
- (6) 障害のある児童等への対応
- (7) 登下校時に地震が発生した場合の対応

7 災害時における児童の学校待機と引き渡しについて

- (1) 引き渡しの判断
- (2) 学校待機の留意点
- (3) 引き渡しの手順
- (4) 引き渡しカード
- (5) 引き渡し方法（各教室で引き渡す場合）

○緊急時引き渡しマニュアル（教職員用）

○緊急時引き渡しマニュアル（保護者用）

8 防災教育・防災訓練の実施

- (1) 防災教育
- (2) 防災（避難）訓練

9 学校施設整備及び通学路の安全確認

- (1) 学校施設の整備
- (2) 通学路の危険箇所

10 洪水ハザードマップ及び第2避難所（白崎八幡宮）への避難経路

11 Jアラート受信時（弾道ミサイル発射時）の措置

12 避難所の運営

- (1) 岩国市との連絡体制
- (2) 避難所開設時の学校の役割

自然災害発生時の措置 (地震・水害・台風・豪雪など)

自然災害への対応の目的

学校は次に掲げる目的をもって、自然災害の対応に組織的に取り組む。

- (1) 児童、教職員等の生命及び心身の健康・安全の確保
- (2) 迅速・的確な対応による被害の縮小及び、学校機能の保持
- (3) 学校・教職員と児童・保護者・地域社会との信頼関係の構築
- (4) 学校危機の体験を学校教育に反映

学校危機対応のポイント

学校教育の目的を達成するには、学校が児童達にとって安心して学ぶことのできる安全な場所であればならない。しかしながら、現実には、学校全体を揺るがす事件・事故及び自然災害は全国で頻繁に起こっており、このことを全教職員が十分認識することはもとより、発生時には、常に最悪の事態を想定しながら、平時より迅速・的確に対応できるよう、防災教育及び防災危機管理対策に努めなければならない。

- (1) 迅速かつ的確な初動対応
- (2) 指揮系統の明確化
- (3) 情報集約・情報管理の徹底
- (4) 情報の共有と役割の明確化
- (5) 保護者・関係機関等との密接な連携

応急対策計画の適応範囲

この応急対策計画は、次に掲げる範囲において適応する。

- (1) 学校に通学、通勤する者、または出入りする来校者
- (2) 業務委託等を受託し、恒常的に学校へ出入りする者
- (3) 学校が管理する敷地及び建物等すべての場所

災害想定

大規模地震発生（震度6強以上）及び台風上陸等の風水害を想定し、平時から施設の検査、点検・整備を行うとともに、生徒及び教職員に防災対策の意識を高める教育・訓練を行う。

1 地震の場合

- (1) すぐ避難せず、机の下に入る。姿勢を低くする。倒れる物の側から離れる。頭の上に本や鞆を置くなどする。
- (2) 本部の指示を待つ。(校内放送・または大声)
- (3) ストーブ・電源を切る。火気類は全て消す。
- (4) 児童を運動場(中央部)へ避難させる。
- (5) 児童の確認(担任→教頭→校長→教育委員会)
- (6) 災害状況の確認(安全を確認して児童を教室へ)校長→教育委員会へ報告
- (7) 津波警報の確認(津波の危険がある場合は白崎八幡宮へ避難)校長・教頭

2 その他

- (1) 教育委員会の指示、そのときの状況判断により、児童の緊急下校または避難の措置をとる。
- (2) 緊急下校の場合は、下校時期の判断を誤らないように気を付ける。各地区ごとに安全が確認される所まで地区担任が引率する。
状況によっては、保護者の迎えがあるまで児童を学校に待機させる。
- (3) 児童が家庭にいるときは、緊急メール等を通じて登校の可否を連絡する。

川下小学校南海トラフ地震防災規程

(目的)

第1条 この規程は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(以下「法」という。)に基づき、津波からの円滑な避難の確保に関する事項その他地震防災対策上必要な事項について、人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(組織)

第2条 南海トラフ地震が発生した場合における防災に関する業務を行う者の組織(以下「地震防災隊」という。)は、次のとおりとし、その編成及び任務を別表第1のとおり指定する。

- 一 地震防災隊に隊長及び副隊長を置く。
- 二 隊長のもとに情報収集連絡班及び避難誘導班を設置し、各々班長を置く。

(隊長等の権限及び業務)

第3条 隊長は、地震防災隊の活動に関する一切の権限をもち、南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表された場合等南海トラフ地震が発生したことを覚知した場合は、次の措置を講ずるものとする。

- 一 情報収集連絡班に地震及び津波に関する情報の収集にあたらせること。
- 二 南海トラフ地震が発生したことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。
- 三 避難誘導班に顧客等の避難誘導にあたらせること。

四 児童を運動場に集合させ避難させること。

五 前号に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせること。

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるとき又は不在のときは、その職務を代理する。

(教職員の責務)

第4条 南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表されたとき又は地震が発生したことを覚知した教職員は、直ちに隊長及び情報収集連絡班長にその旨を報告するものとする。

(情報収集連絡班の業務)

第5条 情報収集連絡班は、次の活動を行うものとする。

一 隊長の指示に基づき、ただちに地震及び津波に関する情報の収集につとめ、随時隊長に報告すること。

二 隊長の指示に基づき、地震及び津波に関する情報及び隊長の命令の内容等防災上必要な情報を、次項に定める手段を用い、他の教職員に伝えること。

三 あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた情報伝達のための例文、手段等を定めておくこと。なお、通常の伝達手段が地震等の影響により寸断されることを考慮した、伝達手段の確保に留意すること。

(避難誘導班の業務)

第6条 避難誘導班は、次の活動を行うものとする。

一 地震の発生又は隊長の指示に基づき、建物内の避難路の確保及び安全の確認、当該地域の避難場所までの経路を示した地図の掲出等必要な措置を講じ、完了後はその旨を直ちに隊長へ報告すること。なお、避難誘導に際しては、自身の安全にも配慮すること。

二 隊長から避難誘導開始の指示を受けたときは、児童を避難誘導すること。

三 避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努めること。

四 児童への避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに隊長に報告すること。

(その他不測の事態)

第7条 隊長は、南海トラフ地震が発生した以後の状況等から、この消防計画どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、これによらないことができる。この場合、隊長は直ちに隊員に必要な指示を与えるものとする。

2 各班の班長は、班がこの消防計画どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、ただちに隊長にその状況を報告し、必要な指示を受けるものとする。

(訓練)

第8条 防火管理者が行う防災訓練は次による。なお、訓練は年1回以上行うものとする。

また、地方公共団体及び関係機関が行う訓練には積極的に参加するものとする。

一 情報収集・伝達に関する訓練

二 津波からの避難に関する訓練

三 その他前各号を統合した総合防災訓練

(教育)

第9条 防火管理者が教職員に対して行う教育は次による。

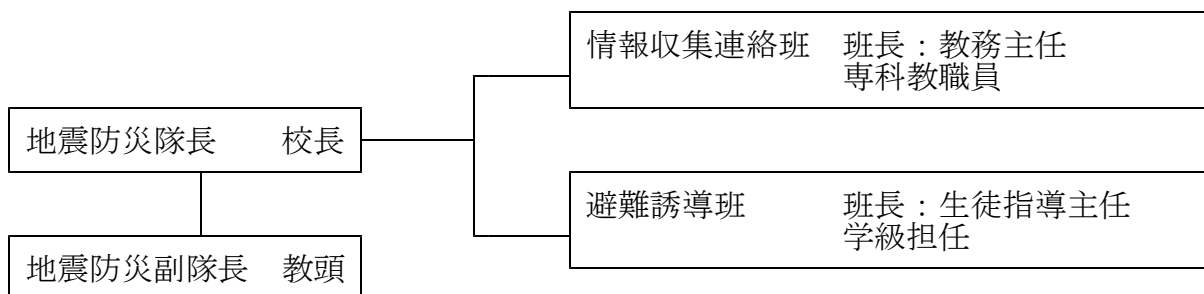
- 一 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 二 地震及び津波に関する一般的な知識
- 三 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- 四 南海トラフ地震が発生した場合に教職員が果たすべき役割
- 五 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 六 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

(広報)

第10条 防火管理者が児童・保護者等に対して事前に行う広報は次による。

- 一 南海トラフ地震が発生した場合に出火防止、協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- 二 正確な情報入手の方法
- 三 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- 四 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- 五 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

別表第1 <南海トラフ地震発生時>



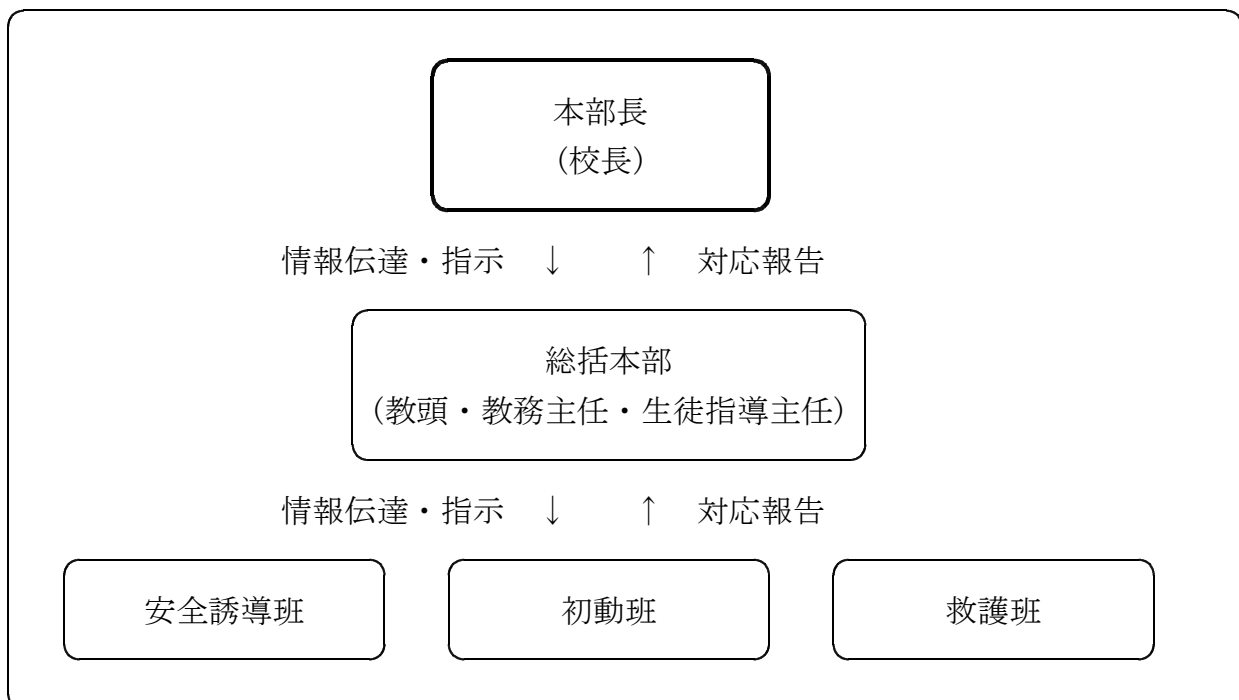
応 急 対 策 計 画

1 防災組織・情報伝達

【地震・風水害の場合】

職名	組織の役割	主な役割分担
校長	本部長	◆全体の統括 ○全体の指揮・命令
教頭 教務主任 生徒指導主任	総括本部	◆総括 ○児童・教職員の安否確認 ○保護者への対応（安否・被害情報・登下校連絡） ○市教委・報道への連絡・対応
各主任等	班長	◆校内の対応 ○各班の統括、指示、報告 ○対応の記録、報告書の作成
◆安全誘導班	学級担任 学年主任	○児童の安全確保、安否確認、避難誘導 ○総括本部へ報告
◆初動班	専科教員 (授業をしていない教員) 支援員	○校内の被害状況確認 ○2次避難場所及び避難路の確保 ○非常持出物や重要物件の搬出・整理 ○必要に応じて校内の警備
◆救護班	養護教諭 事務室職員	○負傷者の応急処置 ○医療機関への搬送（119番通報） ○負傷者の状況を総括本部へ報告

【組織伝達フロー】



2 参集体制

校長は、風水害及び地震等の災害発生時における教職員の参集について、場合ごとに参集する教職員をあらかじめ指定し、必要に応じて参集させるものとする。（※但し、教職員自身が被災している場合や、出勤経路が寸断されている場合を除く。）

また、平時より、県が配布する「職員防災ポケットブック」を活用した、有事の際の初動体制等の意識付けを徹底する。

（１）風水害の場合

学校において被災が想定される場合、又は、外部から被害について連絡があった場合で、校長が必要と認めるとき。

災害情報	参集職員	主な業務	連絡方法
◆水害避難指示があった場合（川下住民総員脱出作戦）	◆指導職員 ・校長 ・教頭 ・教務主任 ・生徒指導主任 ・学年主任 ・養護教諭 ※校長が指定する参集要員	◆被害予防対策 ・休校等の措置確認 ・敷地内の危険箇所及び飛散物の確認 ・施設設備の点検 ・被害状況の確認	◆平日 ・左記の参集職員へ校内連絡 ◆夜間・休日 ・緊急連絡網による

（２）地震・津波の場合

災害情報	参集職員	主な業務	連絡方法
◆気象庁より震度５弱以上が発表された場合	◆平日 ・出勤職員	◆被害予防対策 ・休校等の措置確認 ・敷地内の危険箇所及び飛散物の確認 ・施設設備の点検 ・被害状況の確認 ・津波情報の確認・対応	◆平日 ・左記の参集職員へ校内連絡
	◆休日・夜間指定職員 ・校長 ・教頭 ・教務主任 ・緊急初動対策班員		◆夜間・休日 ・緊急連絡網による
◆気象庁より震度６弱以上が発表された場合	◆平日・休日・夜間 ・全職員参集	◆被害予防対策 ・休校等の措置確認 ・敷地内の危険箇所及び飛散物の確認 ・施設設備の点検 ・被害状況の確認 ・津波情報の確認・対応	◆平日・休日・夜間 ・緊急連絡網による

3 情報収集及び情報伝達（報告）

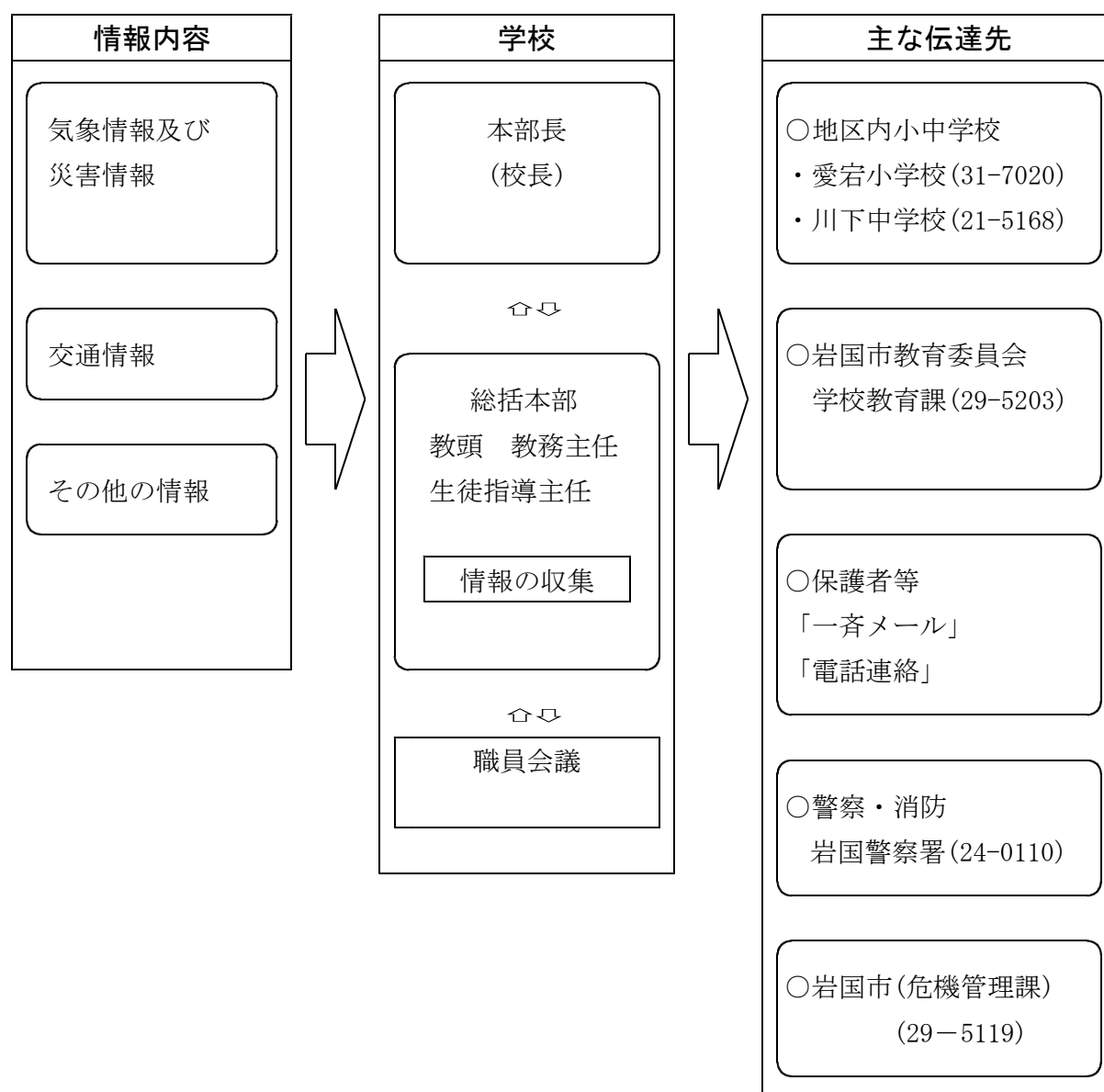
気象情報により災害(PM2.5等による大気汚染を含む)が発生すると思われる場合及び災害発生時には、下記の手段で情報を収集するとともに、収集した情報は適宜校内の児童・教職員へ周知する。

なお、情報（状況）によっては岩国市教育委員会及び緊急配信メール等を通じて保護者へも周知する。

（１）情報の収集手段

情報手段	情報機関	情報内容
インターネット	◆下関地方気象台	○気象台ホームページ http://www.jma-net.go.jp/shimonoseki/ 気象情報（台風情報）、注意報・警報、土砂災害警戒情報、地震・津波情報
	◆山口県	○防災やまぐち http://www.bousai.pref.yamaguchi.lg.jp/pub_web/portal-top/ 雨量情報、水位情報、ダム情報、潮位情報、洪水予報、土砂災害 ○山口県土木防災情報システム http://y-bousai.pref.yamaguchi.lg.jp/kco_top.aspx ○山口県道路情報 http://road.pref.yamaguchi.jp/gmap/
	◆岩国市	○岩国市HP https://www.city.iwakuni.lg.jp/
携帯電話（メール）	◆山口県	○山口県防災情報メール 気象注意報・警報、土砂災害警戒情報、津波情報、山口県が計測する雨量・水位情報
	◆岩国市	○岩国市防災メール 注意報・警報、地震、津波、台風、火山、PM2.5情報
その他	◆防災ラジオ	○ラジオ放送
	◆駅	○山陽本線、岩徳線、錦川清流線等の運転状況
	◆バス	○市内路線バス等の運転状況

(2) 情報の伝達（報告）



4 休校・自宅待機（登校時間の繰り下げ・下校時間の繰り上げ）の決定

校長は、気象情報及び災害等の状況により、休校・自宅待機及び下校時間の繰り上げ等の措置を決定する。

また、措置をとった場合は、速やかに**市教委（学校教育課）**へ報告する。

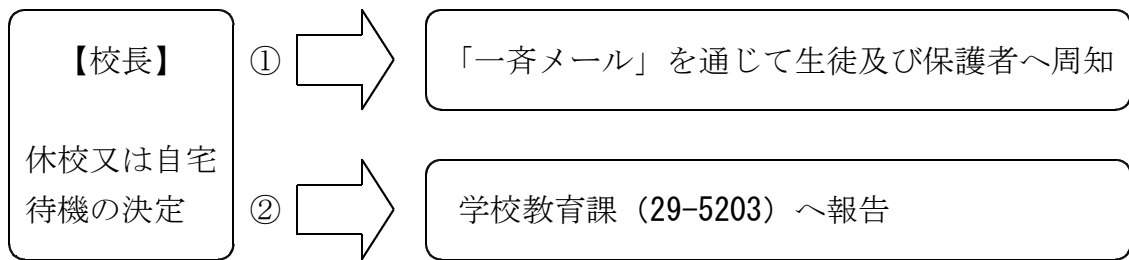
(1) 休校・自宅待機等の決定

●休校又は自宅待機とする場合

気象情報や、地震により休校又は自宅待機を決定した場合は、「一斉メール」、「電話連絡」を通じて児童及び保護者へ周知するとともに、学校教育課へ報告する。

自宅待機とした場合で登校時間の繰り下げを決定した場合は、「一斉メール」、「電話連絡」等により児童及び保護者に周知する。

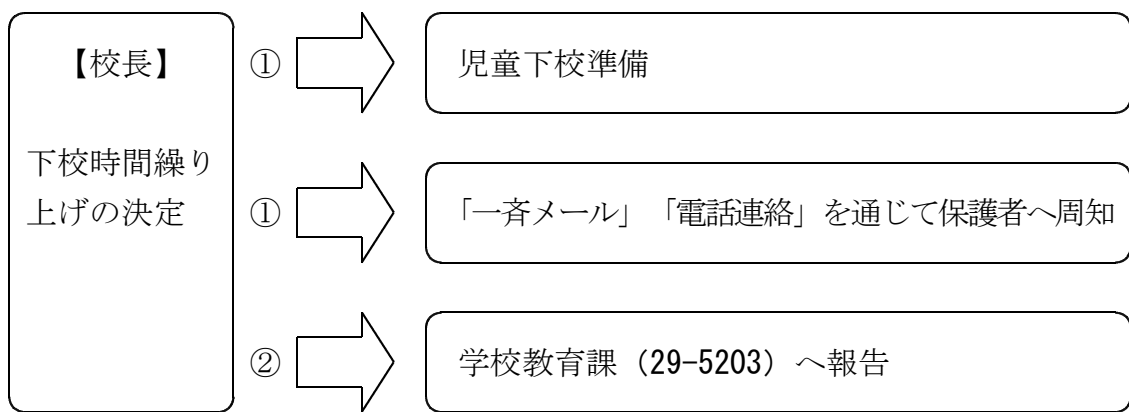
※台風が接近している場合などは、事前に児童に情報の確認などを周知する。



（注意）「一斉メール」を利用できない家庭については、個別に電話連絡する。

（２）下校時間繰り上げの決定

気象情報や地震により下校時間を繰り上げる場合は、「一斉メール」「電話連絡」等を通じて保護者へ周知するとともに、学校教育課へ報告する。



５ 連絡体制

（１）教職員への連絡体制（職員連絡網とメール配信）

（２）保護者への連絡体制

非常時の連絡体制は下記のとおりとし、担当教員やメール登録リスト等に変更があった場合は適宜修正し、保護者等へ周知する。

一斉メール：学校から各家庭
メール登録をしていない家庭：電話連絡（担任→各家庭）

６ 避難指示及び避難誘導（登下校時の避難指示）

校長（またはそれに代わる者）は、地震発生や気象庁の発表する気象情報から、校内の児童及び教職員等の避難が必要と認めたときは、速やかに校内放送にて避難指示を出すとともに、避難事由及び安全な避難誘導方法等を指示する。

教職員は、校内放送で避難指示があった場合は、児童及び来校者の安全を最優先し、下表に掲げる1次避難場所へ避難させ、地震の発生による津波等が予想される場合は2次避難場所へ安全に避難させる。

なお、決められた避難場所・経路が2次災害の恐れがある場合は、その時の状況に応じて最も安全と思われる避難場所・経路とする。

(1) 避難指示の基準

- a 気象庁からの発表により、震度4以上の地震が起こったとき、または地震による津波到来の危険があるとき。
- b 河川の氾濫により、避難が必要なとき。
- c その他、校長が必要と認めるとき（強い揺れを感じたとき 等）

(2) 避難場所

平日 の 場 合 (授業中)	避難指示時の場所	1次避難場所	2次避難場所 (津波・河川氾濫)
	第1・第2校舎	運動場	校舎内垂直避難・白崎八幡宮
	運動場	運動場	校舎内垂直避難・白崎八幡宮
	プール	運動場	校舎内垂直避難・白崎八幡宮
	講堂	運動場	校舎内垂直避難・白崎八幡宮

平日 の 場 合 (休み時間・放課後)	※休み時間及び放課後に避難指示を出す場合は、運動場へ落ち着いて避難するよう放送する。 ※放課後に避難指示を出す場合は、川下小学校講堂、白崎八幡宮、または東小学校、東中学校へ落ち着いて避難するよう一斉メールで知らせる。
休日 の 場 合	※休日に避難指示を出す場合は、川下小学校講堂、白崎八幡宮、または東小学校、東中学校へ落ち着いて避難するよう一斉メールで知らせる。

(3) 2次避難場所までの避難経路

決められた避難経路が2次災害の恐れがある場合は、そのときの状況に応じて最も安全と思われる避難経路とする。避難経路の決定は、本部長または総括本部員、初動班長（またはそれに代わる者）が決定するものとする。

避難経路を決定した場合、学校へ連絡。連絡手段は状況に応じて次の手段をとることとする。

①携帯電話 ②メール ③電話 ④旗 ⑤走る

2次避難場所の白崎八幡宮までの避難経路

第1避難経路 大正橋 →白崎八幡宮 学校から約100m

第2避難経路 今津川橋→白崎八幡宮 学校から約700m

第3避難経路 寿橋 →白崎八幡宮 学校から約350m

全ての橋が崩落し渡ることができない場合は、井関から対岸へ渡る方法も検討中

(4) 実験・実習中の対策

火や薬品を使用する実験を行っている際に災害が発生した場合は、火元及び薬品の確認を行い、2次災害が発生することのないように留意する。

また、実験を行う際に事前に災害発生における対応について生徒へ周知する。

(5) 負傷者等の救護

負傷した児童及び教職員がいる場合は応急手当を行うとともに、必要に応じて医療機関への搬送を行う。

(6) 障害のある児童等への対応

障害や負傷により、自力で避難できない児童がいる場合は、予めその状況を把握し、避難誘導時に支障のないようにすること。（車いす・ストレッチャー）

(7) 登下校時に地震が発生した場合の対応

校長は、児童の登下校時間に地震（おおむね震度5弱以上）が発生した場合は、次のとおり対応するとともに、被害等がある場合は教育委員会へ報告する。

（地震発生・・・平日午前5時から午後10時までに地震が発生した場合）

a 登校時

登校してくる児童及び教職員について運動場（講堂）へ招集し、被害の有無健康状態の確認及び下校対応の確認を行う。

また、登校しない児童については個別に連絡し、被害の有無を確認する。

b 下校時

電話連絡により在宅確認を行い、安否確認及び被害状況の有無を確認する。

7 災害時における児童の学校待機と引き渡しについて

(1) 引き渡しの判断

メール配信が滞ることを想定し、以下の基準で判断するよう保護者に伝えておく。

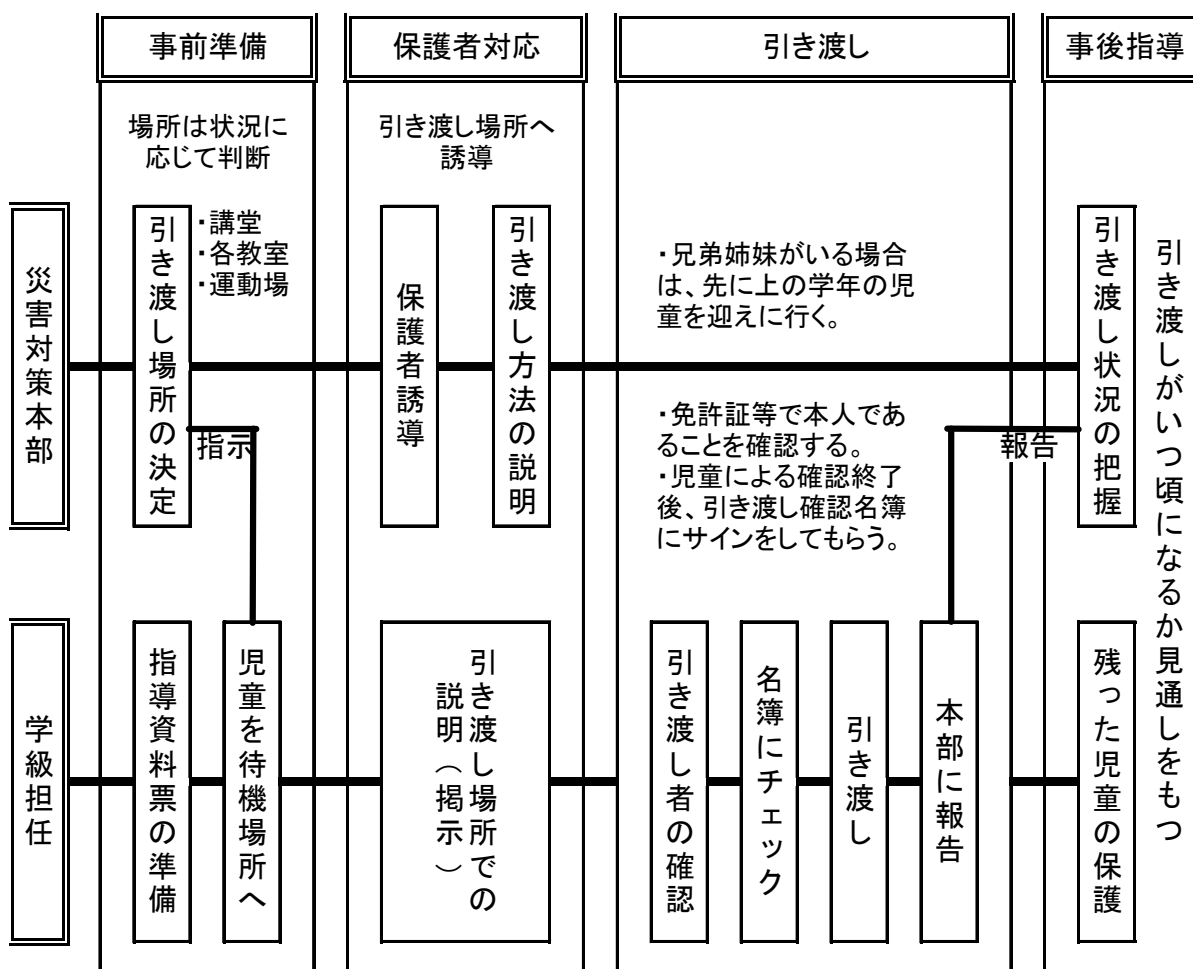
- 震度が5弱以上で津波が想定されないとき、不審者が学校近くに潜伏状態のとき
保護者が学校にくるまでは学校待機とする。このとき、時間がかかっても保護者が引き取りにくるまでは、児童を学校で保護する。
- 震度が4以下のとき
原則として下校（集団下校）させる。橋や道路の状況により、交通に混乱があるときは学校待機とし、復旧または保護者の引き取りを待つ。

(2) 学校待機の留意点

- 災害の規模、近隣の火災、交通状況等の情報を収集し、災害対策本部で対応策をとる。
停電を想定し、県・市の防災メール、カーラジオ・テレビ、スマホ等を活用。
- 不安を訴える児童の心のケアができるよう、スクールカウンセラーや学校医等と連絡がとれるようにしておく。

(3) 引き渡しの手順

引き渡しの場面では、混乱・錯綜することが考えられるので、あらかじめ引き渡しの手順を明確にし、保護者に周知しておく。



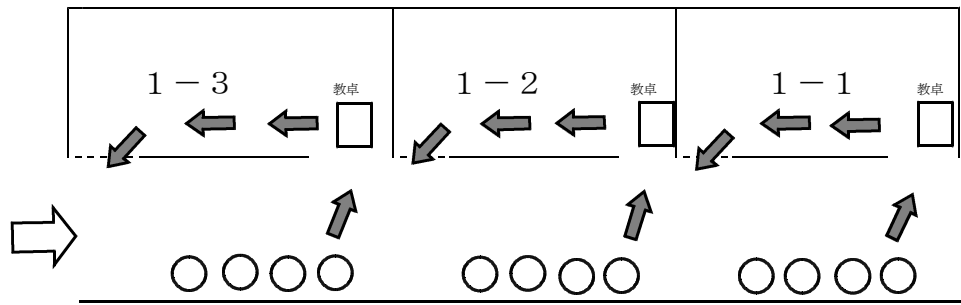
(4) 引き渡しカード（指導資料表に掲載）

- 指導資料表に掲載してある緊急連絡先（引き渡しを含む）と引き渡し者を照合し、保護者または代理人であることを免許証や児童に聞く等で確認して引き渡す。

緊急時連絡先（ 引き渡しを含む）	①	氏名		続柄	
		住所		電話	
	②	氏名		続柄	
		住所		電話	
	③	氏名		続柄	
		住所		電話	

(5) 引き渡し方法（各教室で引き渡す場合）

- 各学級廊下窓側の壁に沿って、引き渡し者を前の入り口を先頭に、着順に一直列に並ぶように誘導する。



一直列で並ぶ(窓側)

- 各教室前側の入り口の前で、学級担任に児童の名前と続柄、自分の名前を伝え、免許証等で本人であることを確認する。
- 児童による確認終了後、引き渡し確認名簿にサインをしてもらい、後ろ側の入り口から出る。
- 兄弟姉妹がいる場合は、先に上の学年の児童を迎えに行き、引き渡しが済んだ児童と一緒に、次の教室に移動し、そのクラスの列に並ぶ。

児童が学校にいる時に、震度5弱以上の地震が発生した場合や児童に危害が及ぶ可能性のある事件が発生した場合には、原則として家族等への「引き渡し」を行います。学校でお迎えをお願いすることになります。

地震・不審者出没等発生

児童の安全確保

災害対策本部を設置し、学校での対応を判断
(市教委からの指示等)

引き渡しのポイント

- ①教職員・保護者・児童が緊急時の引き渡しができるように行われるか理解している。
- ②教職員は「この人はだれ？」→児童は「お母さん」など、引き取り者を確認し、確実な引き渡しの方法を身につけている。
- ③保護者等の引き取り者は「引き渡しカード」の使い方を理解している。
- ④児童は明確な受け答えや落ち着いた行動がとれる。

引き渡しの判断(校長)

学級担任

保護者への引き渡し実施の連絡

引き渡しカードの準備(保管場所)

児童教室待機指示

- ・人数を確認
- ・教室外にいる時は教室へ移動

指導資料票での照会

- ・保護者あるいは代理人であることを児童とともに確認

保護者への引き渡し

- ・帰宅後の連絡先を確認

引き渡し確認名簿にチェック

- ・引き渡し相手、本人との関係、確認方法、時間

災害対策本部に報告

- ・通信機器故障の場合は、巡視確認(教頭)

残った児童の保護

- ・引き渡しがいづになるか確認し、見通しをもつ

各自下校

- ・児童下校後、自分の地区のパトロールを行う

引き渡し完了

引き渡し場所の決定(校長・教頭・教務・生徒指導)

- ・教室を基本とし、状況に応じて判断

保護者へ引き渡しの指示

- ・緊急メール配信(教頭)

保護者の誘導

- ・東門から入って、運動場に駐車、西門から出る

保護者への指示

- ・校舎内での動き(入退場)、兄弟関係引取り

【確認の手順】

- ①担任:「お名前をお願いします。」と尋ねる。
- ②保護者:「(児童の名前)の【続柄・関係】の(引取者の名前)です。」
例「(川下太郎)の【母】の(川下花子)です。」
- ③担任:免許証等で本人確認をして該当児童を呼び、「この方は誰ですか。」と尋ねる。
- ④児童:「わたしのお母さんです。」
(児童が知らない引き取り者の場合は、指導資料票と免許証等で確認する。)
- ⑤保護者:引き渡し確認名簿にサインする。
- ⑥担任:引き渡し確認名簿に時刻を記入して児童を引き渡す。

引き渡し状況の集約①

欠席児童の安否確認(専科)

引き渡し状況の集約②

教育委員会に報告

今後の動きや日程等について、緊急(安心・安全)メールで知らせる

緊急時引き渡しマニュアル（保護者用）

1 引き渡しの判断

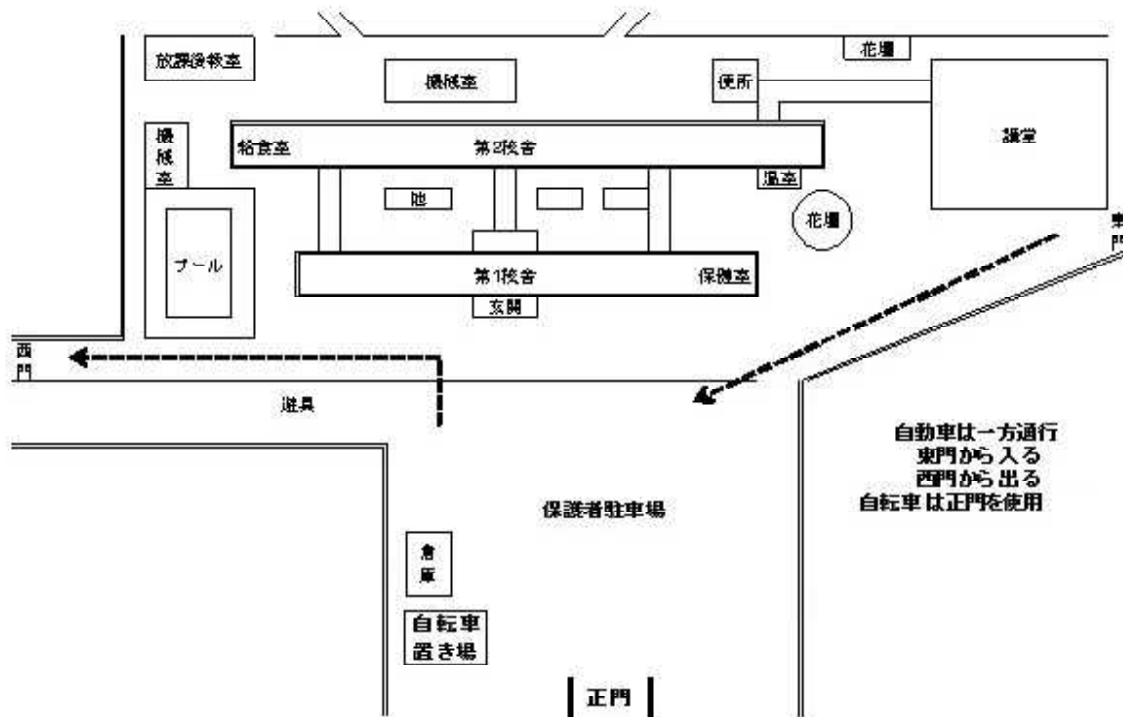
- 震度が**5弱以上**の地震などが想定される場合
- **児童に危害が及ぶ可能性のある事件が発生した場合**

※保護者が学校に来るまで児童は学校待機とします。このとき、時間がかかっても保護者が引き取りに来るまでは、児童を学校で保護します。津波が想定される場合は、白崎八幡宮で待機する場合があります。

2 引き渡しの手順

- (1) あらかじめ提出済みの「指導資料票」を利用して引き渡しを行います。
- (2) 車で来る場合は東門から入って運動場に駐車し、教室で子どもを引き取ったら西門から出ます。
- (3) 兄弟姉妹がいる場合は、先に上の学年の児童を迎えに行き、引き渡しが終わった児童と一緒に次の学年にいきます。
- (4) 各教室前側の入り口の前で、学級担任に児童の名前と続柄、自分の名前を伝え、免許証等で本人であることを確認してもらいます。
 - 児童による確認終了後、引き渡し確認名簿にサインをして後ろ側の入り口から出ます。

3 引き渡し経路



4 その他

- 場合によっては、児童の待機場所が教室ではなく、講堂や運動場に変更になることがあります。このような場合は、メール配信時に連絡いたします。

8 防災教育・防災訓練の実施

(1) 防災教育

校長は、学校教育全体を通じて、児童が自然災害のメカニズム、地球の自然環境や学校の構造（危険箇所）、過去の災害状況などから、防災体制の仕組みを理解し、災害時における危機を的確に認識し、被害を最小限に抑えられる行動ができるよう、防災教育を実施する。

なお、防災教育の実施においては次の点に留意する。

- a 「学習指導要領」に基づいた、各教科・道徳・特別活動等、教育活動全体における体系的な学習
- b 「防災教育ハンドブック」等を参考に、発達段階に応じた学習
- c 応急手当習得のための学習

(2) 防災（避難）訓練

災害時に児童及び教職員、来校者等が安全かつ迅速に避難することができるよう、平時より避難訓練等（每学期1回以上）を実施するとともに、教職員に対しても避難誘導及び情報伝達が速やかに行えるよう研修を実施する。

また、訓練等の結果を踏まえ、本応急対策計画の見直し、改善を行う。

訓練項目	訓練内容	備考
避難訓練	每学期1回（6月、10月、1月） ・災害想定（不審者、地震・津波、火災） ・避難行動経路確認（地震・津波） ・通報訓練（地震、火災）	・校外で発災した場合の対処方法なども併せて指導する。 ・1月はブラインド型避難訓練
意識向上	地震・津波に関する図書の配布	

緊急地震速報を活用した避難訓練

学校生活以外の場面で、緊急地震速報により地震の到来が予告された場合に適切な対応ができるよう、学校で行う防災訓練においても「緊急地震速報」を積極的に取り入れて訓練を行う。

◆気象庁「緊急地震速報の利活用の手引き（施設管理者用）」を参照

9 学校施設整備及び通学路の安全確認

校長は、学校を利用する全ての人の視点に立ち、点検項目を予め設定して、施設の安全点検を定期的に行い、危険箇所の早期発見とその改善に努める。

また、学校周辺の通学路における危険箇所について予め把握し、被害防止に努める。

(1) 学校施設の整備

- a 校舎外部・付帯施設の点検
- b 校舎内部・設備の点検
- c 災害時の通報設備の点検・確認

(2) 通学路の危険箇所及び通行規制

学校周辺の通学路における危険箇所の把握に努め、その内容について児童及び保護者へ定期的に周知する。

- 下校指導（集団下校）時
- 春・秋の交通安全運動時
- 朝の交通指導時

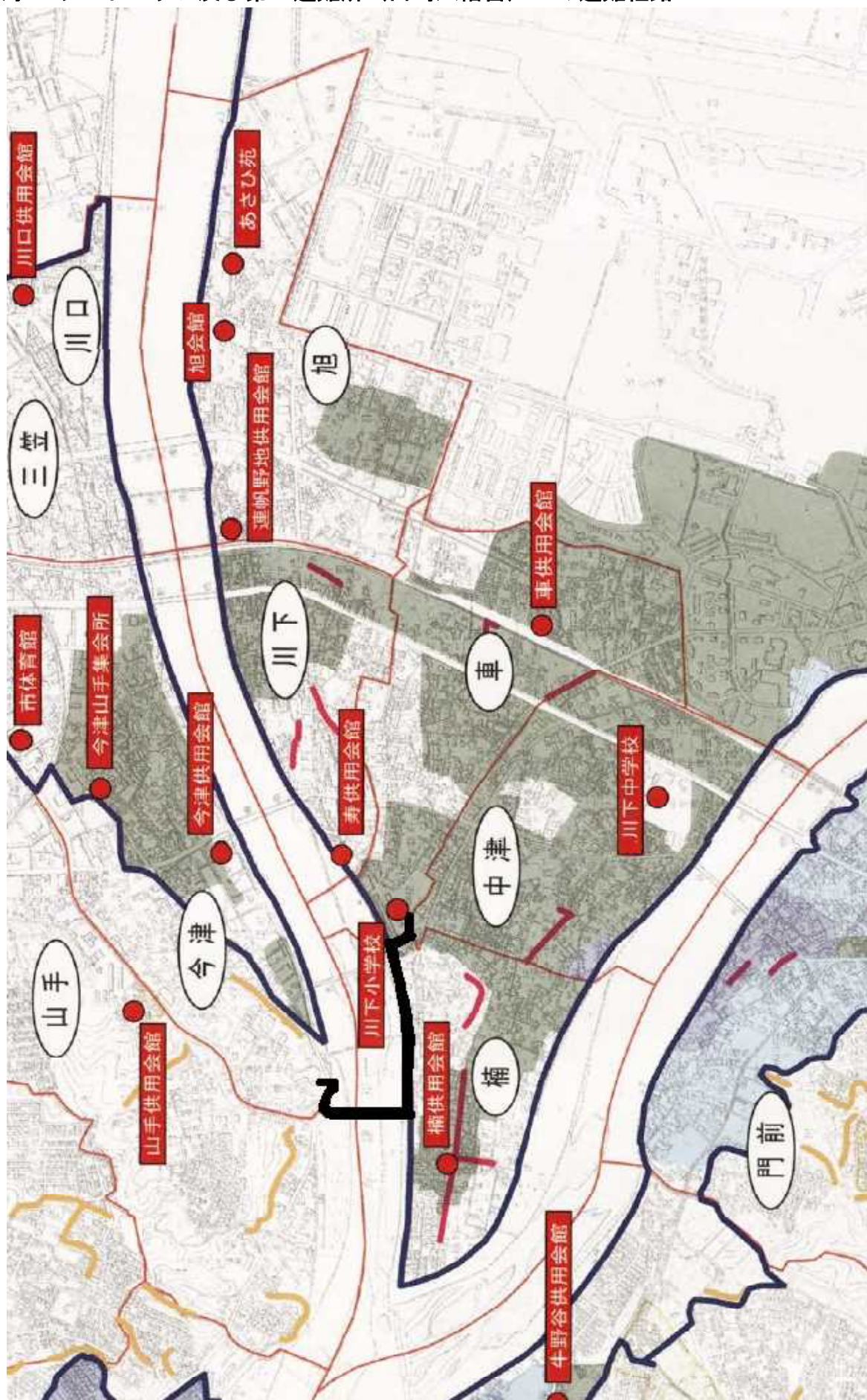
【学校周辺の河川】

- 学校北側の今津川の増水
- 校区西側の門前川の増水

【通行止め等の状況】

- 国道188号線、県道113号線、岩国南バイパスの交通規制
- 山陽本線、岩徳線、錦川清流線

10 洪水ハザードマップ及び第2避難所（白崎八幡宮）への避難経路



11 Jアラート受信時（弾道ミサイル発射時）の措置

（１）在宅時・登校前に発令された場合

どのような事態に対するＪアラートの発令なのか、テレビ・ラジオ・インターネット等から情報を収集し、指示に従って行動する。

（２）登校中・下校中に発令された場合

防災行政無線により即時緊急避難等の指示があった場合は、近くにある建物の中に避難する。近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部をカバンや手で守る。

※ 次のことについて児童が把握しておくよう保護者にお願いする。

・通学路周辺の避難できる建物等の状況

（３）学校管理下（登校後～下校）で発令された場合

- ① 登校後は、校舎内もしくは講堂等に避難し、できるだけ窓から離れる。
- ② 校外学習時では、引率職員の判断により、近くにある建物の中に避難する。近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守る等の指示を出す。

（４）待機の解除について

テレビ・ラジオ・インターネット等から情報を収集し、安全確認ができたところで、学校からメール等により登校・下校等の連絡をする。

（５）休日・祝日に発令された場合

- ① 屋内にいる場合は、できるだけ窓から離れ、机の下などで身を屈めて頭部を守る。
- ② 屋外にいる場合は、近くにある建物の中に避難する。近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守る。

（６）ミサイルが着弾した場合の行動例

- ① 近くにミサイルが着弾した場合は、屋外にいれば口と鼻をハンカチで覆いながら現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難する。屋内にいるときは、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして部屋を密閉するなどする。
- ② 弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が大きく異なるため、テレビ・ラジオ・インターネット等から情報を収集するとともに、行政からの指示があればそれに従い落ち着いて行動する。
- ③ 家族で避難する（集合する）場所を日頃から決めておき、安全を確認しながら避難する。

※ 弾道ミサイルに対する対応については、以下のホームページを参考

内閣官房国民保護ポータルサイト <http://www.kokuminhogo.go.jp/>

1 2 避難所の運営

岩国市の避難施設に指定されていることから、平時よりその指定内容及び運営方針について岩国市の関係部署と調整し、災害時には避難施設として機能し、かつ円滑にその運営ができるよう備えておく。

(1) 岩国市との連絡体制

a 開設連絡を受ける窓口

区 分	連絡窓口	連絡先
○平日の場合	第1連絡 事務室	0827-22-1533
	第2連絡 校長	〃
	第3連絡 教頭	〃
○休日・夜間の 場合	第1連絡 校長	
	第2連絡 教頭	
	第3連絡 教務主任	
岩国市	危機管理課	0827-29-5119

(2) 避難所開設時の学校の体制

岩国市から避難所開設の要請があったときは、あらかじめ指定した職員が参集して初動体制を確立する。

避難所開設時の初動体制は次のとおりとし、上記(2)により対応する。

対応職員①	◆体育館の解錠 ◆避難者（一般市民）の誘導
対応職員②	◆関係者（岩国市、県教委）等への連絡 ◆報道対応
対応職員③	◆学校関係者への連絡